

平成30年第14回教育委員会定例会
(7月24日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成30年7月24日(火) 午前10時10分から午前10時50分

場 所 教育委員会室

出 席 者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	樋口 清秀
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	末廣 照純

説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	田中 充
庶 務 課 長 兼 事務局副参事	小澤 隆
学 務 課 長	山田 安宏
児 童 保 育 課 長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	福田 兼一
指 導 課 長	小柴 憲一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	吉本 由紀
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

日 程

日程第1 議案審議

第28号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務
災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 退任学校医に対する感謝状の贈呈について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 学務課

イ 東京都教育委員会「中学校における特別支援教室の導入ガイドライン」について

ウ 通学路における点検の実施について

(3) 指導課

エ 中学校教科用図書(道徳)について

オ 小学校教科用図書について

3 その他

- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 子育て支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午前10時10分 開会

矢下教育長 ただいまから、平成30年第14回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員をお願いいたします。

ここで、傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、傍聴については、許可いたします。

日程第1 議案審議

第28号議案

矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

第28号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、第28号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。議案をご覧ください

本条例施行規則は、学校医等の公務災害補償の実施に関して、必要な事項を定めること等を目的に設定したものでございます。

台東区の条例規則の改正に当たりましては、東京都に条例施行規則の改正に伴って、改正を行ってきているところでございます。

先般東京都においてこの改正が行われましたので、本区の規則につきましても改正を行うものでございます。

今回の改正につきまして、2点ございます。お手数ですが、議案の新旧対照表をご覧ください。

まず1点目でございます。別表第1に関するものでございます。一覧の新旧対照表の2ページのところに掲載させていただいておりますが、別表第1として載せさせていただいているものでございまして、こちらは療養の開始から1年6か月を経過した長期療養者の休業補償及び年金たる補償にかかる補償基礎額の年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を表に記載のとおり改訂するものでございます。

2点目につきましては、次の3ページになります。別表5の改訂でございます。こちら別表5は、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金または遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率についての規定でございまして、こちらを記載のとおり改訂するものでございます。

なお、本区におきましてこの補償を受けられた学校等はこれまでございません。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、提案どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課 ア

矢下教育長 次に日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、退任学校医に対する感謝状の贈呈について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

項番1、贈呈理由でございます。こちらは、児童生徒の健康管理に尽くした功績によるところでございます。

項番2の被贈呈者でございますが、蔵前小学校ほか、3校の眼科校医を務めていただきました、増野彰先生でございます。

なお、感謝状の案文等につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

本件につきまして、原案のとおりご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、本年6月分について、ご報告をさせていただきます。

まず、児童保育課、2件ございました。

1件目でございます。保育料につきまして、認証保育所の保育料助成について、現在区から保護者へ、年4回に分けて交付する方式を、毎月交付する方式、あるいは、助成金を差し引いた額を保護者が認証保育所に支払う方式に変更ということのご要望でございました。

2点目が、保育園の新設についてということで、保育園への入園を考えている中で、大規模マンション新設時の保育園の設置、廃園した幼稚園舎を借りての保育園の設置をご要望されている内容でございました。

続きまして、指導課1件でございます。色弱児童への対応の要望でございます。お子さんに色覚異常があるため、色覚異常対応のチョークを採用してほしいというご要望でございました。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。スポーツ振興課4件でございます。

まず1件目でございます。室内プールの幼児利用についてということで、清島温水プール、浅草温水プールについては、幼児の利用が禁止されて、これは水深が深いため、安全面を考慮してとのことだが、幼児を持つ親としては、安全面という名目で子供の水泳環境が阻害されているので、早急に改善をしてほしいというご要望でございました。

続きまして、2点目が、清島温水プール更衣室ロッカーの地震対策についてということで、清島温水プールの更衣室ロッカーが地震の際に倒れないように留め具がされていないように見られるので、地震対策をしてほしいという内容でございます。

続きまして、3点目が清島温水プールのアルバイト職員の、その対応について、非常に不快な思いをしたということでの、迅速な対応を求めるもの。

最後、4点目でございますが、リバーサイドスポーツセンターの汚れについてということで、トイレ、更衣室の汚れが目立ち、あるいは、更衣室の空調が効いていないということで、それについての改善を求める内容でございました。

最後に、中央図書館1件でございます。

根岸図書館についてでございますが、入口が階段なので不便であるということで、特に妊娠・出産にあたり、不便さを感じているということで、もう少し気軽に利用できる環境を整えてほしいというご要望でございました。

それぞれ、記載のとおりのお返事をさせていただいたところでございます。

「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 清島温水プールは、非常に、あい矛盾するところがありまして、温水プールですから、プールの温度を一定にしなければいけないので、冷房をかけると水温が下がるという。環境をよくすると水温が下がってしまうという話でして、そのところが、なか

なか最初に来た人に理解されないというのが。

この間のプールの大会のときに行きましたら、6月だったのですけれど、あそこは、初めての人はずごく違和感を持つようです。いつも管理者は、そう言われてもっと換気してくださいと言うのですけれど、矛盾するんですよ。あそこは温水ですから、いつもプールは一定の温度にしないといけないので、外は相当むっとするのですけれど、水着ならまだいいかもしれない。普通、こう、上着を着ていると、汗が出てきますよね。だから、そこを何とかご理解をしていただかないと、温水プールの維持ができないような状況だと思います。

あと、ターン水路の、いわゆるターンなのですけれど、行って帰ってというときレーンを変えなければいけないのに、同じレーンで行ったり来たりしたい方がいらっちゃって。私は昔違うことで、それで怒られたことがあって、後ろから来るから早くこっちにターンしろというのですけれど、ようやく25メートルに行ってターンしたときに、後ろから来ると、早くこっちに行けと言うような話のところで、ちょっと相互のそういう。

だから利用者に、もう少しお互い理解していただいて使っていただくことが対応かなと思いますね。

スポーツ振興課長 貴重なご意見、ありがとうございます。

ただいまのターンのお話につきましては、所長のほうから相手方にメールを送りまして、1回目、メールアドレスが変わってしまっていて送れなかったのですけれども、2回目にきちんと送れまして、お互いに話し合いをして、うまく問題は解決しております。

高森委員 表面の一番下、指導課取扱分の色覚異常の子供に対する対応の仕方ですか。この専用のチョークというのは、どういったものがあるのでしょうか。

指導課長 色覚に課題のあるお子さんでも、識別できるような。例えば、赤のチョークでも、赤色というよりは、オレンジ的な、褐色というか、赤茶っぽいような。若干色が違うのです。それによって、赤に関して課題がある子も識別ができるというような、そういう配慮がされております。

高森委員 そうすると、その色覚に課題のある子供に応じて使い分ける必要もあるわけですね。全員が同じような状況なではないでしょうか。

そういった対応もできるのでしょうか。

指導課長 個別にというよりも、例えば、赤だったらユニバーサルデザインのそのチョークを使えば、別に普通に見えるお子さんでもその識別はできますので、それに変わっていくという形が望ましいということで、連合校園長会でも、もう計画的に入れ替えをしていただきたいと思います。

高森委員 もう既に対応していただいているのですね。

指導課長 はい。

高森委員 わかりました。

樋口委員 再認識ですけれど、赤のチョークを使いますと言うことがまずいんですよ。

色覚の、このチョークを使うときに、健常者が赤ではないという話になると。

ですから、わかるように色を変えるという意味で、下手にこれは赤ですよ、これは白ですよ、これは緑ですよということを言うと、それは色覚の認識のギャップが出てくると教室で混乱が起こるので、先生は黙ってこの色で、色覚のお子さんにもわかるような使い方をしてほしいです。

それを昔は違ったやり方をやったので、相当混乱が起こったということでしたが、それでやればもう、間違いなくお子様に理解できることになると思います。

垣内委員 根岸図書館のほうは、どんな状況なのでしょう。

多分ベビーカーの方が苦勞されるということであれば、車いすの方も苦勞されるでしょうし、ほかに、身体についていろいろ不具合のある方も苦勞されるかと思うのですけれど、何か対応はされたのでしょうか。

中央図書館長 一応現場に確認しましたところ、月10回くらいインターホンをご利用になる方がいて、下のほうから呼んでいただいて、職員が対応しているといったことございます。

内訳としては、やはりベビーカーをお使いの方が多いので、お子さんはお母さんがお抱えになって、職員がベビーカーをお持ちして階段で2階に上がるといった対応を今とっているところです。

今現在エレベーターがございませんので、今後、改修などの機会を捉えて、検討していくといったことを考えております。

車いすのほうは、年に1回くらいいらっしゃったということございまして、その場合はやはり、職員が同様に上に上げていくといったところございまして、以上でございます。

矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり承願いたします。

(2) 学務課 イ・ウ

矢下教育長 次に、学務課のイ及びウについて、学務課長、報告をお願いします。

学務課長 それでは、はじめに、東京都教育委員会「中学校における特別支援教室の導入ガイドライン」についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

まず項番1のガイドラインの導入に至る経緯でございますが、資料の記載の中段のところでございますが、平成29年2月に東京都教育委員会が策定いたしました、「東京都特別支援教育推進計画(第二期) 第一次実施計画」の中におきまして、特別支援教室の中学校への導入について、平成30年度から33年度までの間に、全公立中学校への設置を目指すという公表がなされました。

これを受けまして、東京都教育委員会がモデル事業等を実施し、今般、3月になりますが、中学校における特別支援教室の導入ガイドラインというものを示してまいりました。これに従って、順次特別支援教室を中学校に導入していくということで、本区におきまし

ても、中学校への導入を進めていくというものでございます。

資料1ページ目の下の囲みのところは参考に、中学校の情緒障害等通級指導学級現状の御徒町台東中学校あさがお学級の在籍生徒数及び、28年度までの小学校情緒障害等通級指導学級及び29年度から始まりました、小学校における特別支援教室の在籍児童数を掲載させていただきます。

お手数ですが、資料裏面をご覧ください。項番2の特別支援教室につきましては、今ご説明さしあげたとおり、平成29年度から、小学校につきましては導入をしております。これまでの児童が通級する形から、教員が巡回指導する方式に切り替えております。この内容につきましては、参考に、別紙としまして、先ほどの特別支援教室導入のガイドラインの概要というものをつけておりますが、こちらの中にもいろいろ仕組み等が書かれてございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

項番3の教育委員会の対応についてでございますが、(1)といたしまして、PTの設置をいたします。本区における特別支援教室導入に向けた課題の整理、導入計画を策定するため、教育委員会の関係課と中学校長の代表によるプロジェクトチームを設置いたします。

(2)検討事項でございますが、このプロジェクトチームにおきまして、拠点校の設置、特別支援教室の運営方法、教員の研修、スキルアップ等につきまして、検討してまいります。

4番の今後のスケジュールでございますが、今年度、導入計画の策定をいたしまして、来年度、施設の整備、それから校内体制の構築、保護者への周知等、導入準備を行い、平成32年度からの開設を目指してまいります。

1点目は以上でございます。

続きまして、通学路における点検の実施についてご説明いたします。資料は4をご覧ください。

項番1の経緯でございますが、本年6月に大阪北部地震において、市立小学校のブロック塀が倒壊し、登校中の児童が巻き込まれるという痛ましい事故が発生いたしました。また、それに先立って、5月には新潟市で下校途中の児童が連れ去られるという事件を受けまして、登下校時の子供の安全確保に関しまして、文部科学省のほうから、6月22日付で「登下校防犯プラン」がとりまとめられて、発出されました。

その中では本年9月末までに通学路の防犯の観点による緊急合同点検を実施するようということが示されてございます。

こうした状況を受けまして、本区におきましては、通学路における点検を実施し、安全の確保に取り組んでまいることいたしました。

項番2の実施対象校は、区立小学校19校でございます。

項番3実施内容につきましては、(1)ブロック塀等に関する調査及び(2)の防犯の観点による合同点検の二つがございまして、

まず(1)のブロック塀等に関する調査につきましては、として、学校による所在調査

を現在行っていただいております。各学校が自校の通学路に面するブロック塀がどのように存在しているかというところを実地で確認し、その状況を教育委員会に報告していただきます。

また、として、専門家による適合性の調査も併せて行ってまいります。こちらは建築課において、一級建築士による通学路に面するブロック塀等の調査を行いまして、建築基準法等の適合性について確認をしまいでございます。

といたしまして、安全確保についての検討及び実施ということで、ただいまご説明した、の二つの調査結果について、関係部署で共有して活用すること、また、教育委員会及び学校におきましては、この調査結果を踏まえまして、改めて登下校時の安全指導の徹底を図るほか、通学路の変更等についても、必要に応じて検討して、児童の安全確保に努めてまいるというところでございます。

2点目の防犯の観点による合同点検につきましては、(2)といたしまして、学校による事前調査を行っておるところでございます。

通学路上において、防犯の観点から危険があると認められる箇所を抽出して、その抽出箇所について、報告をいただくところでございます。

資料裏面をご覧ください。の合同点検の実施でございますが、この調査結果を受けまして、教育委員会は学校保護者、それから地元警察署及び関係機関による合同点検を実施いたします。で抽出いたしました危険箇所を点検いたしまして、その中から関係者で協議をいたしまして、対策の実施について検討してまいります。

の対策案の作成につきましては、この検討の結果、何等かの対策が必要だとなった箇所について、具体的な対策案をまとめてまいります。

の対策の実施でございますが、このまとめた対策案について、可能な限り速やかに実施をしまいでございます。

4番の実施時期につきましては、(1)のブロック塀等に関する調査、(2)の防犯の観点による合同点検とも、資料のとおりでございます。現在の事前調査を実施している最中でございます。

ブロック塀等につきましては、専門家による調査が9月以降行われる予定になってございます。また、これらを合わせて、安全確保についての検討及び実施については8月から速やかにできるところから対応していくという形をとっています。

防犯の観点につきましては、事前調査の後、9月末までに合同点検を実施し、その合同点検の結果を受けて、対策案を作成、実施という形で資料のとおりやっていく予定でございます。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは学務課のアについて、何かご質問はございませんか。特別支援教室のほうからです。

垣内委員 これを拝見しますと、単純に見ると、小学校の特別支援の教室を導入して、

利用している児童数が増えているということでしょうか。これは出現率が増えているのでしょうか。

学務課長 実際に体制が変わりまして、資料1ページの囲みの中の下の段の表を改めてご覧いただきたいと思いますが、27年度、28年度につきましては、先ほどもご説明しましたように、お子さんが通う形の通級だったのですけれども、このときでも、27から28の1年間で、かなりの数が増えているという状況はございました。ですので、一定の出現率というものは、増加傾向がこの段階から見られてはおりました。

さらに29年度からこの特別支援教室という形で、より利用しやすい制度にしてきたところ、さらにまた増加が見られ、29年度の初年度に対し、今年度の4月には214名と、大幅な増加が見えているということで、全体にニーズが増えているのかなというふうに考えてございます。

樋口委員 中学校のほうですけれども、これは、ここの当該中学校には、一つ教室を確保してあさがお学級が開設されているということですか。

学務課長 そのとおりでございます。

樋口委員 そうですか。そうすると、今後の話をすれば、小学校のほうの人数を考えると、一つの中学では間に合わない。200を超える一方、今4という数字が中学で出ていますけれども、これは各中学に教室を確保しなければいけないということですよ。

学務課長 中学校においても、この特別支援教室という形に切り替えるということになりますと、7校それぞれに教室を用意する形になってまいります。そこに教員が巡回をして指導するという体制になりますので、委員ご指摘のとおり、各校にそのスペース、場所を設けまして、実際に決められた日時にそこに生徒が校内で移動する。そして、そこに教員が来て指導するという形になっています。

末廣委員 小学生はこれだけ児童が多いわけですが、中学校の場合には、その対象の生徒が、また極端に減ってきますね。その差というのはどういうところから来るのでしょうか。

学務課長 この数ですが、まず、中学校は、現状もまだ特別支援教室導入前ということで、御徒町台東中学校以外の学校の生徒さんは、皆さん御徒町台東中学校に行かなければいけないというところがございますので、やはりその辺の使い勝手の部分が若干あること、また、年齢的なもので、やはり中学生になってきますと、小学生と違って、かなり、思春期というか、そういう時期に差し掛かってくるので、こういった特別な指導、特別な動きみたいなことをしたくないというような、精神的に、若干ハードルが高くなってしまいうなところがあったりもします。

そういったところから、この数が、資料でごらんいただけるとおり、何人もいらっしやらないという常態でここまでは推移しておりますが、ただ、小学校で特別支援教室を始め、これだけの、3桁の数の児童の皆さんがご利用になっているという状況を踏まえますと、中学校でも同様の体制で始めた場合には、やはり一定のニーズ、利用する生徒数とい

うのが出てくるだろうということで、現在、その予測をどのように立てるかということを検討しているところでございます。

末廣委員 大体、各中学校に作るとなると、当然増えてきますよね。それが、大体どの程度の生徒が、この対象になってくるというか、実際受け入れることができるのかというのは、ある程度の人数の予測はしているのでしょうか。

学務課長 この予測が、今作業を着手しているというところでございます。どう見るかということによって、かなりぶれる可能性はあります。

ただ、現在、30年度当初で、小学校6年生分ありますので、この214名で6学年ですから、それなりの数になりますし、中学校は3年間です。単純に言えばこの214の半分、そっくりそのまま上がれば半分くらいということが見えるところは見えます。

ただし、お子さんの発育が進むことによって、その必要性がなくなるお子さん、退級されるお子さんというのも出てきますので、そのあたりがどのくらい出るのかとか、そういったところと、また実際にこういう制度が中学校でも設置されたら利用したいかどうかといったところの、保護者さんの意向等も含めて検討していかなければいけないので、今のところはまだ、数字がこのくらいかなという見込みが立っていない状態でございます。

高森委員 数だけ見ると非常に差があるように感じますけれども、例えば今おっしゃったように、小学校は6学年いますから、30年度の場合は平均として30人強はいるようです。その中で、例えば中学校に進学するとき、学校の選択肢があると思うのですが、柏葉中学校以外にも、都の他の学校に行く児童もいるのか、その辺の分析はどうなのでしょう。

学務課長 これまでの実績というところで考えていける部分もございまして、また、それぞれ、そこに在籍しているお子さんの状況というのが違ってくるところもあります。

また、これは中学校に上がるに当たって、小学校の入級のときと同様に、就学相談委員会での判定といったところでの手続きも踏んで、と最終的にはなってくるところでございますので、これまでの傾向を踏まえて、先ほどご指摘いただいたニーズの予測というところも一つの要素としては入れていかなければいけないというふうに考えておるところではございます。

高森委員 今度、全校に設置されると、その対応がとても大切になってくると思います。先ほどプロジェクトチームが設置されるということですが、このプロジェクトチームの拠点校というのは、どこか1校に定められるという形なのでしょうか。

学務課長 プロジェクトチームのところに参加していただく先生につきましては、中学校長会からご推薦いただいて、その校長先生にご参加いただくということで、考えております。

また、拠点校をどうするか、グループを幾つにするかといったことも、今までご指摘いただいた、最終的な生徒数がどのくらいになるという見込みのもとに、どういう形にするのが適切なのかということを考えて上で決めてまいりたいと思います。

その作業は、今年度、今後やっていくというような状況でございます。

末廣委員 今までのその特別支援を必要とする児童・生徒の場合でも、例えば、親が通常の学級に入れたいと言った場合には、大体それを受け入れてきたわけですよね、するとそれは、新しく中学にこういうのができて、基本的にはそういう形になってくるのですか。

学務課長 ささまざまな相談を受け、また、相談委員会のほうで判定をさせていただき、というプロセスは踏みますが、それはあくまでも、お子さんにとってそれがベストであろうというところの判断を教育委員会としてはしていますよというところの情報としてお伝えをします。

なので、最終的には、今ご指摘いただいたように、やはりご本人と保護者さんの意思によって、どうしても通常級に行きたいと言って、そちらに行かれる方もいらっしゃいますし、そういったお子さんに関しましては、やはりその在籍している学級で状況はどうかというところを見守りながら、随時必要に応じてご案内をするということもございます。

ケース・バイ・ケースになるということではございます。

矢下教育長 次に学務課のウについて、何かご質問はございませんか。通学路のほうについて。

樋口委員 ブロック塀等ですから、放置家屋のところの、一番今気になる、日光街道の空き家。柏葉の反対側の、角に飲食店がある、あの三軒隣の家が非常に気になって。いつもあそこ、二、三年前くらいですけれど、北部地区の旧郵政の跡地の向こう側の道路なのですけれど、千葉に行く道路のバス停のすぐ近くに、完全にロープが張ってあるお宅があったと思うのですが。それと、浅草の中学校の、ちょっと路地を入ったところに、三軒くらい、全く放置で、全くお住まいになっていなくて、もうトタンも完全に錆びているお宅がありまして。

これは、それぞれのご家庭の事情だと思うのですが、ただ、そこの前を歩くということに関しては、こちら側の責任ですので、一緒に、通学路について、地震等々のときにはここは危ないというところは、未然にチェックして通らないようにということは、やはりしたほうがよろしいかなと思うので、ついでに、ぜひ、その調査もお願いしたい。通学路の安全の意味では、よろしく願いいたします。

学務課長 すみません、私、先ほどご説明の中で申し上げませんでしたでしたが、今回、学校にこの調査をお願いしているところ、ブロック塀の状況と、それから防犯の観点ということで、大きく2点なのですが、あわせてその他、何等かの危険なり、気になるというところもあれば、報告をしてほしいということで、調査の項目の中には、三つ目として入れてございます。

その中で、今委員がご指摘の空き家等が、ちょうどその通学路の関連等が出てくるかどうかというところはありますけれども、3点目のことも含めて、今回、対応のほうは考えていただきたいと思います。と思っています。

また、歩くにあたっての指導というのは、先ほどご説明でも申し上げましたが、学校の

ほうで常に通学路の安全、また、そこでの実際の、児童に対する、動き方、通り方等に関しての安全指導ということは行っておりますが、改めて今回、この調査を踏まえて、徹底してもらいたいということでやってまいります。

末廣委員 ちょっとよくわからないのですが、このブロック塀が、ここは完全に建築基準法の適合性がないといった場合には、行政のほうから、改善命令ではないですが、民家の普通の住宅の場合でも、そういうことはできるのですか。

学務課長 今回も小学校の通学路に関して、先ほどの3番の(1)のところで、専門家による調査が入ります。こういったものを踏まえて、基準に適合していないというものに関しましては、所有者に対して、危険の除去といいますか、何らかの対応を取っていただけないかということの申し入れ等はできるといったことになっております。

ただ、それは命令ではございませんので、あくまでも所有者がどう対応するかというところ。また今回、建築課のほうでは、今までもやってきてはおるものでありますけれども、ブロック塀等の補修に関する助成制度というのがありまして、これも助成額を少しアップするといった形での対応を取りつつ、より改善に努めて、語り掛けを強めるということで、そういったことも、通学路上にもしそういった該当するような物件があれば、対応をお願いしていければというふうに考えておりますので、こちらで調査したのものに関しても情報共有ということで、関係課として提供していきたいなと思っております。

末廣委員 あと、(2)のほうの防犯の観点による合同点検というのは、この防犯の観点から危険があるというのは、どういう。いろいろな観点があると思うのですが、具体的には、例えばどういうところを見るのですか。

学務課長 こちらは、特にやはり、今回連れ去り事件があったというところを踏まえて、不審者関係ですとか。あとはそういった事件が起きそうなところ、人目が少ない場所。日中でも暗いような場所とか、そういったところを。あと、表現はよくないですが、過去、不審者が出たという実績があるような場所。そういったところに関して、改めて全体点検をして、安全性に問題がないかどうかというところを調べていきます。

末廣委員 非常にどうも、今までの過去の事例からしても大分危ないこと、もし、そういうふうにしたときにはどういう対応ができるのですかね。

学務課長 実際に人目が少ないといったような場合、あるいは不審者が実際に出たといったようなところに関しましては、例えば区の生活安全推進課のほうで出しています、青パトと言われているパトロールカーなどの巡回を強化していただくですとか、あるいは所管の警察のほうをお願いをして、見回りなり何なりをしていただくですとか、そういった方法もございますし。あとは、可能かどうかですが、そういったところは、もともとあまり設定をされていないと思うのですが、通学路自体を変えなくてはならないというような状況が総合的に判断されれば、そういったところのやり方で回避するというのもあり得るかと思えます。

樋口委員 私が今住んでいるところですが、そういうのが出たと言いましたら、全

部木を切りましたよ。防犯のためにと。だから、今、もう完全に原っぱになってしまっているのですけれど、昔はもう、本当に緑が多くて青々としていたのですけれど、本当に危ないからという。それはあり得ますよね。

矢下教育長 それでは、学務課のイ及びウについては、報告どおり了承願います。

(1) 指導課 エ・オ

矢下教育長 次に、指導課のエ及びオについて、指導課長、報告をお願いします。

指導課長 ではまず、中学校教科用図書（道徳）について、ご説明申し上げます。資料はございません。

台東区教育委員会では、文部科学省からの通知を受け、資料作成委員会、調査研究委員会を設置し、教科書採択の事務を行ってまいりました。

はじめに、これまでの調査の経過について、ご説明いたします。

第1回調査研究委員会では、調査研究委員長から、資料作成委員会委員長に教科用図書の調査を依頼いたしました。その後、依頼を受けた資料作成委員会委員長から、資料作成委員会の各委員に調査報告を作成するよう指示をいたしました。その後、資料作成委員会から、調査研究委員会あてに調査結果の報告があり、第2回、第3回の調査研究委員会において、報告書の検討を行ったところでございます。

作成されました調査結果の報告書につきましては、今後個別に教育委員の皆様へ配付させていただきます。

教育委員の皆様には、今後この報告書に基づきまして、内容の検討を進めていただき、中学校教科用図書（道徳）の採択を賜ることとなりますので、よろしく願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、事務局指導課にお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

本件についての説明は以上でございます。

続きまして、小学校教科用図書について、ご説明いたします。こちらも資料はございません。

小学校教科用図書の採択につきましては、今年度、特別の教科道徳以外の教科書について、新たに採択を行うこととなっております。

しかし、先日、平成29年3月に告示されました、新学習指導要領が、平成32年度に全面実施されることから、再び来年度には、新学習指導要領に基づく教科書の採択を行うこととなります。

そこで今年度は、来年度のみ使用する教科書を採択することとなります。ただし、昨年度の教科書検定において、新たな図書の申請がなかったため、平成25年度検定合格図書、つまり、現在各都道府県や、各区市町村において使用されている教科用図書の中から採択を行います。

つきましては、4年間の各小学校の使用実績を踏まえるとともに、平成26年度次に報告

されました調査研究委員会からの報告書を参考に採択していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

ご説明は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは指導課の工、中学校の教科用図書のお話ですが、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 次に、指導課のオについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 それでは、指導課の工及びオについては、報告どおり了承願います。

3 その他

矢下教育長 次にその他事項についてでございます。

お手元に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明などはございますか。

(なし)

矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午前10時50分 閉会